

民法の成年年齢引下げは慎重であるべき

引下げの意義 増大しているとは言い難い

- 「若年者が将来の国づくりの中心であるという国としての強い決意を示すことにつながる」（「民法の成年年齢引下げについての最終報告書」（法制審議会第160回会議（2009年10月28日））

若年者の自立の遅れという近年の傾向から、国は、まず若年者の自立を支えていく仕組み作りを先行させるべき

- 「18歳に達した者が就労して得た金銭については、法律上も、これを親権者の管理下に置くよりも、自らの判断で費消することができることにしてもよいと思われる。」（同最終報告書）

金銭を自らの判断で費消できるようにすることは積極的な側面として評価できるが、就職率は17.8%と2割に満たず、引下げの意義が増大しているとは言い難い

引き下げた場合の主な問題点・施策の状況

若年者に対する消費者被害の拡大のおそれ

問題点：未成年者取消権を喪失させることは、若年者に対する**消費者被害を拡大**させる。

必要な施策：取引類型、若年者の特性に応じた説明義務や取消権などの保護制度の創設等

いずれも不十分

親権の対象となる年齢の引下げ

問題点：自立に困難を抱える若年者が親の保護を受けられなくなり、**より困窮化**するおそれ

必要な施策：就労支援、教育訓練制度、シティズンシップ教育など

いずれも十分に実行されていない

養育費の支払終期の繰上げ

問題点：事実上、**養育費の支払時期が繰り上げられてしまう**おそれ

必要な施策：養育費の支払時期については成年年齢と関係ないことの周知徹底

未だ実施されていない

労働契約の解除権の喪失

問題点：未成年者に不利な**労働契約の解除権（労基法第58条第2項）**が喪失される。

必要な施策：劣悪な労働環境を回避する制度や、他の保護制度の創設

未だ実施されていない

（他法への影響）

少年法の「成人」年齢も引き下げられるべきという議論が強まることが懸念される
児童福祉法における支援後退のおそれ
その他関連法令（未成年者喫煙禁止法、未成年者飲酒禁止法等）**いずれも若年者の健康被害等の観点から問題**

国民の議論や周知が十分でない

- 成年年齢引下げに**反対する回答が53%**であり、20歳代の反対は66%（2015年10月3日付け読売新聞世論調査）。
- 「**18～19歳**」の85%が**引下げの議論を知らず**、「18歳～19歳」の50%が「**関心がない**」又は「**あまり関心がない**」と回答（2013年内閣府「民法の成年年齢に関する世論調査」）。



引下げのメリットとデメリットが国民の間で十分に議論されている状況とはいえない